

第5回パーソナルモビリティ安全利用官民協議会

令和5年3月7日

【事務局】 本日は、御多用の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第5回パーソナルモビリティ安全利用官民教育会を開催いたします。

まず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。資料1として議事次第、資料2として構成員一覧、資料3として交通事故・交通違反の発生状況について、資料4として、事前協議させていただいたガイドラインの最終案、資料5として、ガイドラインの意見照会結果の概要となっております。

なお、御出席の皆様のご紹介につきましては、時間の都合上省略させていただきます。前回以降の構成員の追加はございません。また、一般社団法人日本損害保険協会にも、前回同様、オブザーバーとして御参加いただいております。構成員につきましては、お送りした資料2の構成員一覧を御覧ください。

続きまして、配付資料等の取扱いについて説明申し上げます。本協議会で用いられる資料につきましては、会議終了後、警察庁ウェブサイト公表することといたします。また、本協議会における皆様の御発言につきましては、事務局で議事録を作成し、皆様に御確認いただいた後、警察庁ホームページに掲載、公開いたします。

なお、現在、道路交通法下位法令の公布については、3月中旬頃を予定しております。本日決定予定のガイドラインにつきましては、3月14日に下位法令が閣議決定され、交通ルールが正式に確定した日をもって決定し、同日、警察庁ウェブサイトに公開することを予定しております。下位法令の決定日である14日までの間は、本内容について、対外言及することはお控えいただくとともに、資料の取扱いに御配慮いただければと存じます。

なお、本日は、資料3として、本年1月までの電動キックボードに関連する交通事故及び交通違反の発生状況を配付しておりますが、説明を省略させていただきます。

さて、議事の開始に先立ちまして、警察庁交通企画課長の日下から、一言御挨拶申し上げます。

【警察庁交通局交通企画課長】 警察庁の交通企画課長の日下でございます。本日も、皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会に御参加いただきまして、誠にありがと

うございます。

先ほど話がありましたとおり、前回の官民協議会の後、このガイドラインにつきまして、書面協議を実施させていただいたところでございます。書面協議で頂戴した御意見等を踏まえまして、ガイドラインについて決定する予定でございます。仮に、決定されましたら、その後、具体的な取組が本日御出席の皆様と一緒に、これからもやっていくということでございます。

これまでも皆様方におかれましては、この特定小型原動機付自転車が安全で便利な乗り物となるよう、様々な取組されるということで積極的な御意見を頂戴したところでございます。引き続き、皆様方におかれましては、このガイドライン決定後も、このガイドラインに従って、是非協力しながら、具体的な取組をお願い申し上げます。

本日はよろしくようお願い申し上げます。

【事務局】 日下課長ありがとうございました。

それでは、早速議事に移らせていただきます。

ガイドラインの最終案に沿って御説明させていただきます。皆様、資料4を御覧ください。また、ガイドライン案につきましては、前回の官民協議会後に、構成員各位に対して、書面協議を実施させていただきました。協議においていただいた御意見を抜粋し、資料5としてお配りしておりますので、併せて御確認ください。

書面協議により、大きく3点の修正を行っております。ガイドラインの本文に即して御説明いたします。

ガイドライン最終案の6ページの追加的対策に関しまして、日本電動モビリティ推進協会から自動車損害賠償的保険等についての周知の必要性を明らかにするために、より前倒して記載することにより加入を促すことが望ましいとの御意見をいただきました。御指摘を踏まえ、記載順を見直すなどの修正を行っております。

修正点の2点目といたしまして、ガイドライン最終案の12ページになりますが、上から3つ目の丸の部分になります。こちらについては、マイクロモビリティ推進協議会から、車体の移動について、事業者側、シェアリング事業者側が回収、移動を自ら行うこともあることから、そのような回収が読み込めるように記載してほしいという御意見をいただきました。この点、車両の速やかな回収・移動を事業者自らが行うことは、交通の安全、また円滑に資すると認められたことから、所要の修正をさせていただいております。

3点目に関しましては、ガイドライン最終案の14ページとなります。2つ目から4つ目

の丸に関しまして、オンラインマーケットプレイス協議会から、プラットフォーム提供事業者が、販売事業者に対して、義務付けするに当たっては、利用規約以外の「ガイドライン」等によって行うものも含まれることから、所要の修正を行っていただきたい旨の御意見をいただいております。御指摘を踏まえて修正させていただいております。

なお、販売規約「等」と記載を修正しておりますが、この点、これまでの官民協議会で御説明したとおり、ガイドラインにおける訓示的な義務付けにとどまらず、違反した販売事業者による販売に制約を課されるなど、実質的な対策が併せて必要になるものと認識しております。

その他いただいた御意見に関しまして、紹介させていただきます。

まず、ガイドライン最終案の8ページから9ページまでに関して、「利用者によるシェアリング事業者のシェアリングサービスの利用者による交通違反があった場合にも、警告等の措置も行うことができるように、柔軟な裁量権をシェアリング事業者に付与してほしい。そのために、サービス利用停止、アカウント抹消措置以外の措置も明示的に認めてほしい」との御意見がございました。

この点、年齢を偽ってサービスを利用する行為や、他人の本人確認書類を提示する行為等に関しましては、道路交通法に違反するのみならず刑法等の他の法令にも違反する悪質な行為であることから、単なる警告にとどまらず、利用停止措置又はアカウント抹消措置を講じてもらう必要があると整理をしております。

また、ガイドライン最終案の7ページに関して、違反情報等の提供に関して御要望がございました。この点、特定小型原動機付自転車の違反事故の発生状況につきましては、引き続き、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会等において情報提供させていただくことも予定しております。

また、ガイドライン最終案の9ページに関しましては、「年齢確認について、サービス提供ごとの確認のほか、定期的に確認することにより、または本人申告させることによって、年齢確認することを許容してほしい」との御意見をいただきました。道路交通法の規定では車両の提供に当たって規制がなされていることから、車両の提供とは関連しない定期的な確認では足りないと感じますが、車両提供時における厳格な確認に加えて、定期的に年齢確認をしていただくことを妨げるものではございません。

また、ガイドライン最終案の2ページから4ページにかけまして、交通ルールの周知に関する御意見がございました。「交通ルールの周知に当たっては、必須の対策として列記さ

れている方法のいずれかを選択して取り組ませてほしい」という御意見をいただいております。他方で、必須の対策として記載させていただいている取組に関しては、実施する機会、場面、目的がそれぞれ異なり、併せて実施していただくことが安全利用のために重要であることから、原案維持とさせていただきます。

また、交通ルールの周知に当たっての窓口設置に関しては、「窓口の設置をせずにリーフレット等でルールを周知することを許容してほしい」との御意見をいただきました。この点、窓口の設置に関しましては、対面・非対面を問うものではなく、また、24時間対応の有事対応を求めるものでもない点につきまして、以前の官民協議会において明示させていただいております。事業の規模に応じ、電話、eメール、チャット等を通じて連絡できる適切な体制を構築していただきたいと考えております。

また、プラットフォーム提供事業者からは、「いわゆる公道走行不可の車両の販売に関して、関係省庁からその理由を示す要請文の発出を検討してほしい」旨の御意見をいただいております。要請文の発出については、関係省庁と共に別途検討させていただきます。

また、「販売事業者の出品を認めるに当たって、どのような方法で保安基準の適合性を確認すればいいのか」という御質問をいただいております。型式認定番号標、また、性能等確認済みシールといった、国土交通省が所管する法令に基づく表示を確認していただくほか、販売証明書等——この販売証明書等というのは、販売しようとする者が特定小型原付の保安基準に適合することを証する書面全般を指すものでございますが、これらによって、保安基準に適合する特定小型原動機付自転車かどうかを確認することが可能だと考えております。

いただいた御意見、御質問に関して概括的に説明をさせていただきました。

ガイドラインの概要についてまた書面協議時の御質問の回答に関しては以上となります。既に協議を実施させていただいておりますが、特段の御異論がなければ、こちらで、3月14日に予定される閣議決定日をもって決定したいと考えておりますが、異論のある方、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見、御異論ございましたら、コメント欄にお書き込みの上、こちらから指名させていただきます。

それは経済産業省よろしく願いいたします。

【経済産業省製造産業局生活製品課長補佐】 経済産業省生活製品課でございます。ありがとうございます。

ガイドライン最終案に異論があるというものではございませんが、前回官民協議会で御質問いただいていた点について、念のため担当課に確認をいたしましたので、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平、公正性の向上に関する法律、いわゆる透明化法の解釈の関係で確認してまいりましたので、そちらを御紹介させていただきたいと思っております。

今読み上げますけれども、「透明化法は、特定デジタルプラットフォーム上で、特定の商品の販売が制限されること自体を禁止しているものではありません。したがって、特定デジタルプラットフォームの運営事業者は、法令上販売が規制されていない商品について、当該デジタルプラットフォーム上での販売を制限したとしても、それ自体は透明化法に違反するものではありません」ということをごさいます。

もし、こちらについての詳しい御質問等あれば、経済産業省の商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室までお問合せいただければと思います。

お時間いただきありがとうございます。

【事務局】 経済産業省から透明化法の解釈について、明確化していただきました。ありがとうございます。

続きまして、楽天グループよろしくお願いたします。

【楽天グループ株式会社】 楽天グループです。御説明ありがとうございます。

ガイドライン最終案の内容について異論があるわけではないのですが、一つ留意いただきたいこととしては、今回のガイドラインは、通常、このようなガイドラインで書かれるものよりはかなり内容が細かくなっていることと、ガイドラインとしては、例えば利用停止措置など、民と民の関係にまでかなり踏み込んだ内容になっているということは皆さんに御認識いただいたほうがいかと思います。

また、今後の状況に応じて、この内容を変えていくことなどが必要だと思っております。

あと、要請文の発出について御検討いただいているということでありありがとうございます。これは広く世の中に知っていただいて、この官民協議会に出ていない事業者にも対応をとっていただくことが必要だと思っておりますので、要請文を発出するに際しては、意思にかかわらず販売事業者、あるいはECモール運営事業者全体を名宛人にしたようなものも公表されるように是非御検討いただければと思っております。

最後に、透明化法についても御説明いただきありがとうございます。当方としては、出店者に何か新しい制限を加えるに際して、合理的な根拠を基に、十分説明した上で行わなければならないという法律の要請があるため、それに関して、今回のこういったガイド

ライン、あるいは検討いただいている要請文を基にして行えばちゃんと合理的根拠があるということで大丈夫ですよ、ということが前回の質問で確認したかったことでした。おそらく大丈夫なのだろうと思いますが、また疑問がある場合には経産省に伺いたいと思っております。

以上です。

【事務局】 楽天グループありがとうございました。3点の御指摘をいただいております、うち、3点目に関しては透明化法の関係だったと承知をしております。

1点目の御指摘のガイドラインの内容に関しましては、今後の交通実態等を踏まえまして、不断の見直しを行い、また、交通安全対策を推進していくものと承知をしております。また、本ガイドラインに関しましては、民間であるか、行政機関であるかにかかわらず、官民協議会として決定するものになりますので、その点で、他のガイドラインと異なる部分があるものとも承知をしております。

2点目に関しましては、要請文の宛先、名宛人に関しては、要請する関係省庁と共に検討していくこととなりますが、安全利用の観点に関しては、広く周知していくことが必要と認識をしております。引き続き、関係省庁として、広報資料の作成、また、ガイドラインの内容の周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、マイクロモビリティ推進協議会をお願いします。

【マイクロモビリティ推進協議会】 すみません。こちらガイドラインの中身に関する確認ではなくて、先ほど御発言いただいた中にありまして、結構、民間の進むべき方針にかなり踏み込んでいただいて今回、策定いただいた中身になっているのかなと思っております。

この中身については具体的に示していただいたほうが民間としてもそれをやっているうちは、しっかりした事業者であるということが外に証明できるという証なのかなと思っておりますので、大変うれしいかなと思っております、同時に、マイクロモビリティ推進協議会という協議会をリードさせていただいているんですけれども、同じようにこの協議会のほうでもガイドラインを作成する、これまでしてございましたので、これからはしていくようにというような趣旨もいただいている現状でございますので、そちらも、各協議会事業者と相談しながら今後つくっていこうと思っております。

先ほど御発言いただいた中身にありまして、今回そもそものガイドラインがかなり踏み込んで具体的な中身になっておりますので、非常に近いものになる可能性がある

思っておりますので、御認識のほどよろしくお願いいたします。

すいません、以上のコメントでございます。ありがとうございました。

【事務局】 マイクロモビリティ推進協議会ありがとうございました。

続きまして、日本電動モビリティ推進協会から補足的な御意見あるとのことですので、よろしくお願いいたします。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ありがとうございます。JEMPAの鳴海でございます。

このガイドラインについて、いろいろと御検討いただきありがとうございます。各団体等も発言していますように、私どもとしても、今回これで進んでいただいて、また、状況に応じて、柔軟に、こういった必要な修正等を加えていけるような運用が一番好ましいんじゃないかなというふうに感想を述べさせていただきます。

そして補足的なところで、大変恐縮なんですけど、やはり一番、これからの新しい、この交通、新しい区分、車両区分の運用で大事なことは、やはり、何よりも安全に事故等をできるだけ抑えて、そして広く多くの方が便利に使えることかと思えます。その上で、今ガイドラインで行っていることはできる限り事前に把握でき得る対策かと思うんですが、1度、走り出してしまうときに、実際に我々販売事業者であればもう販売後、そして、シェアリング事業者であればシェアリングの運用後に、何か一番問題を食い止められる措置はないかということ日々考えておりましたは、販売事業者としては、最終、公道を走行しようとし得る最終的なアクションが、やはりナンバープレートを取得するということにあるというふうに考えております。ここは総務省の管轄になるというのは存じておりますが、当団体としては、また、我々団体としては、総務省にもちょっと上申させていただいているんですが、ナンバープレート取得のところ、具体的に言いますと、型式認定を受けておらず、性能確認等も受けていない車両に関しては、一つ制約を設ける、その運用に関してのちょっと提案をさせていただいております。この辺りも、安全な運行を皆様で守っていくために、ぜひ御協力いただくよう、この場をお借りして、皆様の御理解いただきたく、発言させていただきました。

【事務局】 日本電動モビリティ推進協会ありがとうございました。

この点に関しまして、総務省から何か回答ございますでしょうか。

【総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室長】 総務省の自動車税制企画室長でございます。御発言ありがとうございました。

市町村のナンバープレート発行業務は、基本的に課税を行うために実施をするということで、今回地方税法上、課税に必要な特定小型の定義としましては、保安基準の定義にある出力だとか大きさだとか、あるいは最高速度だとか、そういうところの確認はいたしますが、保安基準の細かな適合性についてまで確認することは実務上なかなか難しいと考えておまして、その旨は皆様ともコミュニケーションを図らせていただいております。その外側で、この官民協議会で取り組んでいる様々な安全対策、こういったものについて、リーフレットやチラシ、ポスター、こういったもので、市町村を含めて周知に御協力していくことはできると思っております。なかなか、要件として、この今御提案いただいた部分を市町村の課税当局で担うことは実務的、体制的に難しいところがございますけれども、安全対策に向けて、関係者が一致して取り組んでいくという部分については、御協力できる側面は多々あると思いますので、また、意見交換をしながら皆様と取り組んでいければと存じます。

以上です。

【一般社団法人日本電動モビリティ推進協会】 ありがとうございます。

【事務局】 総務省からの回答ありがとうございます。日本電動モビリティ推進協会から、市町村窓口においてナンバープレートを交付する際に、保安基準適合性を確認することが望ましいとの御意見がありました。

ガイドラインの記載内容と直接関係するものではございませんが、ガイドラインにおいて、ナンバープレートの取得手続に関して、広報啓発等を行っていくことを記載しております。総務省におかれましては、安全対策に向けて引き続き意見交換に取り組んでいくと意見表明されたものと承知しておりますので、引き続き、対応について検討方よろしくお願いいたします。

その他、御意見等ございますでしょうか。

それでは、ガイドラインにつきましては、特段修正の御意見が本文に関してはないということでございますので、資料4にて、3月14日を予定している道路交通法下位法令の閣議決定日をもって決定、公表させていただきたく存じます。ありがとうございます。

最後に今後の予定について御案内申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、ガイドラインにつきましては、3月14日、下位法令が閣議決定され、交通ルールが正式に確定すること、確定した日に、ウェブサイト公表することを予定しております。

繰り返しになりまして恐縮でございますが、3月14日に閣議決定されるまでの間は、対外言及をお控えいただくとともに、資料の取扱いには、御配慮お願いできればと考えております。

また、ガイドラインの取扱いに関しまして御疑問等ございましたら、あらかじめ事務局たる警察庁までお尋ねいただきたく存じます。また、3月中旬に下位法令を公布する際には、特定小型原動機付自転車の交通ルール等を記載した、分かりやすい資料を警察庁ウェブサイトに掲載することも併せて予定しております。

次に、次回の官民協議会の予定について御案内いたします。第6回、次回の官民協議会につきましては、改正法の施行の直前である6月中を予定しております。

先ほど、マイクロモビリティ推進協議会から御指摘いただいたとおり、また、ガイドラインの中にも記載させていただいておりますとおり、ガイドラインについては、各事業者が「最低限遵守していただく事項」と、「可能な限り実施していただく事項」がそれぞれが示されたものでございまして、販売事業者、シェアリング事業者、そしてプラットフォーム提供事業者、それぞれの業界において、ガイドラインに準拠した自主ルールを策定していただくこととしております。業界ごとのルールの策定に当たりましては、本ガイドラインに盛り込まれた「最低限遵守すべき事項」、また、「可能な限り実施すること」が望ましい事項を前提として、策定していただきたいと考えております。

今後、販売事業者、シェアリング事業者、プラットフォーム提供事業者をそれぞれ代表いたしまして、それぞれの事業団体に取りまとめとなり自主ルールを策定していただき、次回の協議会におきまして、その内容を御紹介いただければと思っております。

詳細は追って御案内させていただきますので、引き続き、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。皆様におかれましては、御多用の折、ガイドラインにつきまして、貴重な意見をいただきまして、誠にありがとうございました。これにて会議を散会いたします。